

超小型モビリティ安全対策ワーキングにおける議論について

1. 経緯

超小型モビリティは、軽自動車より小さく、原動機付自転車（二輪）より大きいという特徴を有する車両であり、これまで認定制度により特定の走行区域において導入されているところである。今後の更なる普及促進のための検討が「地域と共生する超小型モビリティ勉強会」で行われ、そのとりまとめにおいて、「使用局面ごとに適した車両の安全対策のあり方について、車両安全対策検討会等において、引き続き検討することが適切である」とされた。このような状況を踏まえ、車両安全対策検討会の傘下にワーキングを設置し、公道を自由に走行できる超小型モビリティの安全対策について議論を行った。

2. ワーキングの主な議題と検討結果

- ・ワーキングで議論した検討対象の諸元、仕様：別紙 1
- ・適用すべき保安基準：別紙 2

本ワーキングでは軽自動車区分の超小型モビリティを広く普及させる方法のひとつとして型式指定を取得することを想定し、適用すべき基準を検討

3. ワーキングでの主な意見

- ・様々な事故形態がある中で、それらを全て抑えるというのはそもそも不可能であり、技術的な対応もハードルが高い。車両重量や安全装置のコストを気にせず考えれば対応可能な基準もあるかもしれないが、そうすると超小型モビリティとしての有用性を減じてしまうことも考えられ、使用実態を踏まえつつ安全性を確保できる基準が必要。
- ・最高速度を制限するのは良い考え。課題は、簡単な改造で速度制限を変更できないようなメカニズム。
- ・今後は、市場での使われ方や事故の発生状況などを継続的に調査して、必要に応じて基準の見直しを行うことも重要。
- ・小型・軽量な車は相手車に対する加害性も低く、速度も低いということであればさらに加害性は低くなるため、安全性向上に資することが期待される。高齢ドライバーが万が一事故を起こしたとしても、相手に対し加害性を低くしていくことは社会的に見ても大事。そのため、この種の車をうまく社会に適合して普及していくことが非常に大事。
- ・広義の超小型モビリティには、軽自動車に区分されるものと、原付ミニカーに区分されるものがあるが、原付ミニカーのカテゴリーについても、より安全に、より多くの人に使うためにはいろいろな対応が必要であり、継続的な議論が必要。

4. 今後の方針

- ・ワーキングでの結論と意見を踏まえ、実運用面に関して関係部署との調整の上、関係法令の改正を検討し、結果をワーキングに報告
- ・ワーキングにおいて原付ミニカーに関しても継続して議論する

別紙1 ワーキング検討結果(車両の諸元)

超小型モビリティの利点を確保するため車体寸法をミニカーと同一とし、使用者や走行区域を限定せず、一般道での円滑な走行を前提とした最高速度60km/hとする

	第一種原動機付自転車 (ミニカー)	軽自動車			普通自動車 (小型自動車)
		超小型モビリティ 認定車	WGの検討対象 型式指定車	軽自動車	
最高速度	60km/h (道路交通法)	個別の制限付与	構造上60km/h	構造上の制限なし	構造上の制限なし
定格出力	0.6kW以下	0.6kW～8.0kW	0.6kW超	0.6kW超	0.6kW超
排気量	50cc以下	50cc超 125cc以下	50cc超 660cc以下	50cc超 660cc以下	660cc超
長さ	2.5m以下	3.4m以下	2.5m以下	3.4m以下	12m以下 (4.7m以下)
幅	1.3m以下	1.48m以下	1.3m以下	1.48m以下	2.5m以下 (1.7m以下)
高さ	2.0m以下	2.0m以下	2.0m以下	2.0m以下	3.8m以下 (2.0m以下)
乗車定員 (大人)	1名	2名以下	4名以下	4名以下	制限なし
最大積載量	30kg以下	350kg以下	350kg以下	350kg以下	制限なし
衝突基準	なし	適用 (寸法要件)	適用 (破壊試験) ※一部の試験を緩和、免除可能	適用 (破壊試験)	適用 (破壊試験)
					

型式指定車に対して適用する基準は、超小型モビリティ認定制度における基準の適用状況を考慮し、下表の適用とする他、下表に含まれない（認定制度で緩和していない）基準は全て適用する

認定制度で緩和可能な基準例	認定制度で緩和する際の条件	今回の検討結果
内装材の難燃性 座席取付強度、シートバックの衝撃吸収 シートベルト取付強度、リマインダー 年少者用補助乗車装置（ISO-FIX装備） 扉の開放防止 前面ガラス強度等 デフロスタ	高速道路等を運行せず、地方公共団体等 によって交通の安全と円滑を図るための 措置を講じた場所において運行すること	一般道での走行を前提とした最高速度60km/h以下 の制限をし、走行区域の制限をしないため <u>緩和し ない（基準適用）</u>
灯火器関係 操縦装置（協定規則第121号） かじ取り装置（協定規則第79号） 施錠装置 制動装置	車幅1300mm以下 （二輪自動車の基準を適用可能）	これまで認定されている車幅1300mm以下の自動 車において左欄の基準の緩和をしていない車両が 存在し、技術的に対応可能であることから <u>緩和し ない（基準適用）</u>
インストルメントパネルの衝撃吸収 シートベルト装備、強度 前席ヘッドレスト装備 サンバイザの衝撃吸収	最高速度が30km/h以下	最高速度60km/h以下とするため <u>緩和しない（基準 適用）</u>
衝突安全基準全般	少量生産車に適用される保安基準第1条 の3に該当 （一定の寸法の確保等が必要）	認定制度での走行実態等を踏まえ、 <u>前面衝突基準 は衝突速度を40km/h程度とすることを可能とする</u> ポールへの側面衝突事故が高い速度で発生してい ることや横滑り防止装置の義務付けを踏まえ、 <u>ポールへの側面衝突基準を適用しないことを可能 とする</u>

新たに設ける要件

- ・ 最高速度60km/hであることを他の交通に示すための車体表示を義務付ける